

令和7年度（2025年度） 歳末たすけあい募金運動
枚方市社会福祉協議会
テーマ型福祉活動団体 拠点確保支援助成 実施要領

1. 目 的

歳末たすけあい募金配分金を活用して、枚方市内で活動するテーマ型福祉活動団体の拠点確保を支援するために、拠点となる事務所の家賃や会議室の利用料などにかかる活動費を支援し、各団体の活動の発展につなげ、地域福祉を推進することを目的に本助成事業を実施する。

※テーマ型福祉活動団体とは、複雑化する福祉課題に対してテーマごとに先駆的・創造的な活動に取り組む NPO などの団体のこと

2. 助成対象及び助成事業内容

助 成 対 象	助 成 事 業 内 容
枚方市内で活動する NPO 法人などのテーマ型福祉活動団体 （法人格は問わないが、活動拠 点があり、活動の拡大と自立を 目指す団体のみ）	枚方市内でテーマ型福祉活動に取り組む団体に対し、事務所の家賃 や会議室の利用料などの活動拠点の確保にかかる費用の一部を助成 することにより活動を支援し、各団体の活動の発展につなげ、地域 福祉活動を推進していく。

※助成対象となった事業内容については社協 HP などで紹介する場合があります。

※但し、以下に該当する事項は対象外とする。

- ・拠点の確保に関して、国や地方公共団体の補助金や助成金等を受けている団体
- ・拠点の確保に関して、他の民間機関（財団等）から助成を受けている団体
- ・個人が利用するもの（団体の会員やその家族等）

～ 助成額 ～

1 団体について総額の自己負担 15%以上を支出した上で、助成上限額は、100,000円 以内とする。ただし、助成を受けられるのは1 団体最大3年までとする。

※この助成には、審査があります。本助成事業の対象になるかどうか事前にご相談ください。

助成対象となる費用の具体例

- 団体が拠点として独自で借りている事務所や貸室の賃貸料や賃借料などの費用の一部
- 団体が活動するために会議室や貸室を借りるための利用料などの費用の一部

助成対象とならない費用の具体例

- 拠点となる事務所などで使用する什器等の備品の購入にかかる経費
- 拠点となる事務所などで実施する事業に使用する消耗品等の購入にかかる費用

3. 募集期間

令和7年6月2日（月） ～ 令和7年8月22日（金）

（窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分）

※期間内上限に達した場合は締め切り、ホームページなどでお知らせをします。

4. 助成事業実施期間

令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日の間に行う事業

※申請する際は、事前に相談することができます。また、書類作成や用途などのご相談やご質問がある場合は、問い合わせ（下記参照）してください。

5. 募集方法

- （1）令和7年6月1日号『社協だより』に掲載
- （2）5月下旬より、枚方市社会福祉協議会のホームページに実施要領、申請書など様式一式を掲載
- （3）実施要領等は社会福祉協議会・総務課で配布

6. 助成の申請方法

所定の申請書と必要書類を下記へ提出する。

- （1）申請書 様式1
 - （2）事業計画書（実施要項等）
 - （3）予算書 ※拠点確保にかかる経費が分かるように。
 - （4）チラシ、ポスターなど ※各自の様式でご準備ください。
- ※上記の様式に書ききれない場合は、別途添付してください。書式は、自由。

7. 選 考

概ね5団体に助成する。なお、申請内容に基づき簡単な審査を行います。

8. 報 告

助成金の交付を受けた団体は、助成事業終了後、事業報告書と必要書類を社会福祉協議会へ速やかに提出すること。（提出期限 令和8年（2026年）4月13日（月）必着）

9. 助成金の取り消し・返還

助成金を申請内容以外に使用した場合や期日までに必要な手続を行わなかった場合などは、助成金の決定を取り消し、すでに助成金が交付されている場合は返還していただきます。

10. 書類の提出について

詳細は次ページに記載しています。

【問い合わせ】

社会福祉法人 枚方市社会福祉協議会 総務課

〒573-1191 枚方市新町2丁目1-35（枚方市立総合福祉会館4階）

TEL 072-844-2443 FAX 072-807-5779

【提出書類】

	書 類 名	説 明
申 請 時	(1)申請書【様式1】 (2)事業計画書 (3)予算書 (4)チラシ、ポスターなど	(1)記述しきれない場合は、資料別添可。 (2)実施要項等があれば添付してください。 (3)助成金の使途を詳しくご記入下さい。
交 付 決 定 時	(1)請求書【様式2】 (2)振込口座の通帳の写し	(1) 振込名義は原則的に団体名・事業所名もしくは、 団体・事業所の代表者名に限ります。 振込先の支店・口座番号等記入間違いがないようご注 意下さい
報 告 時	(1)事業報告書【様式3】 (2)決算書 (3)領収書一式	(1)活動の拠点だとわかるような写真などがありましたら添付してください。 (2) 助成金の使途を詳しくご記入下さい。 (3) 領収書は原本を添付してください。

※【様式1】【様式2】【様式3】以外に関しては、各自で作成した様式をご使用ください。

～ 申請から報告までの流れ ～



【次のいずれも満たしている場合、助成金の対象となります】

- 枚方市内で活動を行うテーマ型福祉活動団体である。
- 枚方市内を拠点に活動している。
- 枚方市社会福祉協議会や枚方市内で活動する団体と積極的に連携して活動を行う。

この助成金を使いたいが・・・

- 自分の団体が対象になるかわからない。
- 対象になりそうだが、申請書や提出書類の書き方などに不安がある。 など・・・

